

歯 科 技 工 所 開 設 届

年 月 日

(あて先)
一 宮 市 保 健 所 長

開設者 住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)
電話番号

下記のとおり、歯科技工所を開設しました。
記

1 歯科技工所の名称等

ふりがな			
名 称			
開設の場所			
開設年月日	年 月 日	電話番号	

2 管理者

氏名		・ 歯科技工士	登 録 番 号	登 録 年 月 日
		・ 歯 科 医 師		
住所				

3 業務に従事する者の氏名等

氏 名	登録番号	登録年月日	歯科技工におけるリモートワークを行う場合に記載	
			連絡可能な電話番号	歯科技工所以外の場所であって、主にリモートワークを行う場所（自宅以外の場合、その住所）
				自宅 自宅以外（ ）
				自宅 自宅以外（ ）
				自宅 自宅以外（ ）
				自宅 自宅以外（ ）

4 構造設備の概要及び平面図

別紙のとおり
※ 開設後 10 日以内に届け出ること。

歯 科 技 工 所 構 造 設 備 概 要 書

名 称								
開 設 の 場 所								
構 造 設 備 の 概 要	建物の構造	造 階建（地上 階、地下 階の部分）						
	面 積	技工室(場所)	研磨室(場所)		鑄造室(場所)		重合室(場所)	
		m ²	m ²		m ²		m ²	
		陶材焼成室(場所)	その他		計			
		m ²	m ²		m ²			
	防 音 装 置	有()・無			防 火 装 置	有()・無		
	照 明 設 備	有()・無			空 調 設 備	有()・無		
	給排水設備	有()・無			手 洗 設 備	有 ・ 無		
	便 所	有 ・ 無			更 衣 室	有 ・ 無		
	換 気 設 備	有()・無			床 の 材 質	・ 板張り・コンクリート ・ その他 ()		
	防塵設備等	有()・無			廃水処理設備	有()・無		
	廃棄物保管容器	有()・無			高圧ガス設備	有()・無		
	塵埃又は微生物による 汚染を防止する設備	有()・無			毒物及び劇物 保管設備	有()・無		
構成部品等 の保管設備	有()・無			歯科補てつ物等の点検 記録の保存に必要な設 備及び器具	有()・無			
水 道 蛇 口	か所			ガ ス 栓	か所			
平面図（方位、縮尺を記入すること。）								
別紙のとおり								

※ 平面図には、主な設備、機械・器具の位置も記入すること。

（参考）歯科技工士法施行規則第 13 条の 2（歯科技工所の構造設備基準）

- ・ 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- ・ 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- ・ 手洗設備を有すること。
- ・ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- ・ 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10 平方メートル以上の面積を有すること。
- ・ 照明及び換気が適切であること。

- ・床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ・出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- ・防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- ・廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- ・歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- ・歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
- ・歯科技工士法施行規則第13条第1項第4号に掲げる場所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。